

全国代表者会議運用規程

全国言友会連絡協議会

第1条 本規程は、全国言友会連絡協議会（以下、全言連）の全国代表者会議（以下、会議）について定める。

第2条 会議は、全言連の理事会からの諮問に応じて答申することができる。

第3条 全言連の理事会は、答申の内容を運営上の判断に反映させることができる。

第4条 会議は、全言連の理事会及び正会員の代表者から構成される。

第5条 正会員は、代表者の異動があった時は、遅滞なく全言連に届け出なければならない。

第6条 正会員において代表者の異動があり、その届け出が行なわれない間は、原職者が引き続き会議を構成することができる。但し、その場合は本人からの申請と全言連からの承認を要する。

第7条 特別の理由がある場合、代表者以外の者が会議を常に構成することができる。但し、その場合は正会員からの申請と全言連からの承認を必要とする。

第8条 会議を常に構成する者は、正会員1団体あたり1名とする。なお、正会員に代表者が複数名ある場合、そのうち1名を選択しなければならない。

第9条 全言連は、必要に応じて、正会員の代表者以外の構成員、並びに外部有識者等を会議に参加させることができる。

附則

- ・この規程は、平成31年3月4日から施行する。

以上